

別記 1

ふくしまならではのストーリーツアー強化事業業務委託仕様書

1 事業の目的

主に欧米豪市場においては、訪日旅行の目的として自然・景勝地観光に加え、伝統文化・歴史を求める傾向が高い。

福島県は、武士の時代の終焉を象徴する戊辰戦争の舞台となった鶴ヶ城や千年以上の歴史を有する相馬野馬追、千家ゆかりの茶室である麟閣など、歴史的な背景を有している観光素材が多くあるものの、実誘客に繋げられる受入体制や体験の磨き上げ等が不十分であり、欧米豪からの宿泊者数が全国と比較して低い要因の一つとなっている。

今後、本県を欧米豪市場からデスティネーション先として選ばれる観光地とするためには、福島ならではのストーリーを含んだコンテンツやモデルコースを創出し、本事業により福島ならではのコンテンツの磨き上げ、モデルコースの造成、収益改善等の販売力強化、情報発信等の支援を実施し、令和8年4月から開催される「ふくしまデスティネーションキャンペーン（以下、「DC」という。）」による海外からの誘客を、令和9年4月からのアフターDCにおいてさらに促進する。

2 業務名

ふくしまならではのストーリーツアー強化事業

3 委託業務の期間

委託契約締結日から令和9年3月12日（金）

4 委託業務内容

(1) 新たなモデルコースの調査・選定

昨年度事業で選定した3テーマ（「サムライ」、「食文化」、「手仕事」）以外で、欧米豪市場に訴求できるポテンシャルを秘めた本県ならではのテーマについて、デスクリサーチや必要に応じて現地視察を行い、テーマに含まれるコンテンツの内容、ストーリー性、収益構造、実施体制等を福島県デスティネーションキャンペーン実行委員会（以下、「委員会」という。）に示し、委員会と協議の上、新たなテーマを1本以上選定すること。

(2) 伴走支援

(1) で選定したテーマ及び昨年度事業で選定した3テーマに対し、下記ア～オによる支援を実施し、実誘客に向けたコンテンツの磨き上げを行うこと。

ア プランニング支援

上質な体験へと磨き上げを行うため、インバウンド向けの商品造成に精通した専門家によるコーチングを必須とし、選定コンテンツそれぞれに専門家を付けること。

イ チームビルディング支援

選定コンテンツを持続可能かつ上質な体験とするため、各コンテンツ周辺の宿泊施設や飲食店等を巻き込む（チームビルディング）ための支援を行うこと。

ウ 多言語整備支援

各コンテンツを体験するために訪れた外国人旅行者に対し、画一的かつ正確なストーリーを伝えるための多言語の体験案内ツールの作成支援（昨年度選定テーマについてはツールのブラッシュアップ）をすること。

エ 情報発信支援

情報の閲覧機会の拡大のため、SNSやWEBサイトによる情報発信支援をすること。

オ タリフ作成支援

磨き上げを行ったコンテンツについて、商談会や旅行博等での活用を行うためのタリフ作成支援をすること。

なお、作成するタリフはBtoB向け及びBtoC向けの2種類を作成することし、言語は日本語、英語、フランス語、スペイン語で作成すること。

また、掲載する項目についてはコンテンツ提供事業者や委員会の意見を踏まえ決定すること。

カ ガイド育成支援

商品販売時に必須となる地域コーディネーターやスルーガイド等の養成支援を行うこと。

キ 検証支援

コンテンツ検証等のため、外国人モニター（在日外国人でも可とする）及び海外現地旅行会社の商品造成担当者、海外メディア等によるFAMツアーを1回実施すること。

(3) 旅行博又は商談会への出展

ア 出展する旅行博等の提案

欧米豪市場へ訴求する上で適したBtoB向け商談会またはBtoC向け旅行博（国外・国内の別は問わない）について、委員会へ協議の上、選定すること。

イ 旅行博等への出展

（2）オで制作したタリフを用い、旅行博等への出展を行うこと。

なお、出展に伴う諸費用（出展料、ブース装飾、備品、販促品の手配等に係る費用）については、本事業内で支出すること。

(4) WEBページの運用

昨年度事業で制作したWEBページの運用を行うこと。

なお、本WEBサイトについては、公益財団法人福島県観光物産交流協会がサーバーを管理しており、本事業のページの運用に当たっては当該協会と連携の上、実施すること。

【WEBサイト】

<https://fukushima.travel/>

(5) 月次報告・打合せ

事業の進行状況等について、委員会と適宜打合せを実施し、月に1回報告すること。

5 成果品

本事業において作成した事業報告書を提出すること。

- (1) 提出期限：令和9年3月12日（金）
- (2) 提出部数：電子データ及び紙媒体1部（A4版・カラー・両面）

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務着手届（様式第1）
 - イ 実施工程表（任意様式）
 - ウ 実施体制図（任意様式）
 - エ 統括責任者通知書（様式第2）
 - オ その他、委員会が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務完了届（様式第3）
 - イ その他、委員会が業務の確認に必要と認める書類

7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた時は、委員会と受託者が協議の上、定めることとする。
- (2) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 詳細な回数、その他数値については、事業の相手方の事情などにより変更する可能性があるため、必要に応じて協議することとする。
- (4) 社会情勢の変化により、本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、委員会と受託者が協議の上、契約内容の変更を行うこととする。